

仕 様 書

本工事は、重要な国宝や文化財を取り扱う施設である奈良県立橿原考古学研究所の老朽化した受電設備内高圧機器等の修繕工事を行うものである。

1 工事名称等

工事名称：橿原考古学研究所受電設備内高圧機器等修繕工事

工事場所：橿原市畝傍町 地内

工 期：契約日から令和7年3月30日（日）まで

2 総則

(1) 適用範囲

受注者は、設計図書（図面、入札説明書、仕様書、設計図書に対する質問回答書）に従い、責任をもって履行する。

図面及び仕様書に記載されていない事項は、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（以下、「改修標準仕様書」という。）の最新版及び公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）の最新版による。

ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）の最新版による。

工事写真については、営繕工事写真撮影要領による。

本工事の実施にあたり、関係法令、規則、条例等を遵守しなければならない。

(2) 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行う。

届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。

(3) 書面の書式及び取扱

書面を提出する場合の書式は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員との協議による。

施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。

(4) 疑義に関する協議

この工事の細部に関しては監督職員と協議し指示を受けるものとし、図面及び仕様書に内容の相違がある場合または疑義が生じた場合には、監督職員と協議する。

ただし、軽微なものについては監督職員の指示に従う。

(5) 軽微な変更

現場の納まりまたは取合い等の関係で機器及び材料の取付位置、または取付工法の変更などの設計変更を必要としない軽微な変更は監督職員の指示に従う。

(6) 発生材の処理

発生材のうち、発注者に引渡を要するもの以外はすべて関係法令等に従い適切に処理し、監督職員に報告すること。

3 工事関係図書

(1) 施工計画書

受注者は、工事目的及び工事内容を理解した上で、契約締結後、工事の着手に先立ち、速やかに施工計画書を作成、監督職員へ提出し、承諾を受けること。

なお、施工計画書には次の事項を記載するものとする。

- ・ 工事概要
- ・ 安全管理体制表
- ・ 施工体制台帳
- ・ 工程表
- ・ 使用材料（納入機器仕様）

(2) (1) 以外の提出書類

(1) に定める書類以外に次に定める書類を契約締結後速やかに提出すること。

- ・ 課税又は非課税事業者届
- ・ 現場代理人等通知書
- ・ 工事着工届

(3) 工事写真

作業前後及び作業中の写真を撮影し、整理のうえ提出する。

4 工事現場管理

(1) 施工管理

設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。

工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び管理職員の指示の内容を周知徹底する。

(2) 施工条件

- ① 施工日及び施工時間は、次による。

- ア) 工事は監督職員と日程調整のうえ土日、祝日に実施する（1日で実施するなら6時間程度の作業時間を想定）。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- イ) 施工時間は原則として9時から17時とする。ただし、作業時に研究所の執務に支障をきたすと監督職員が認めた場合は、この限りではない。
- ウ) 委託業者による停電をともなう電気設備定期点検を、日程調整のうえ1月下旬から2月下旬にかけて実施するので、その際に可能な限り工事を実施する。ただし、機器等の納品が間に合わなかった分は、工期内の土日、祝日に監督職員と日程調整のうえ実施する。

②養生

機材の搬入や工事の実施に当たり、機材及び建築物その他設備について、汚染または損傷しないよう適切な養生を行う。なお、建築物その他設備に損傷を与えた場合はすべて受注者の責任において対処する。

③整理、清掃、後片付け

工事に際して、当該工事に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。

(3) 施工中の安全確保

- ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）及び建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け建設省営監発第13号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
- ② 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。

5 施工

(1) 一般事項

①施工

施工にあたっては、当該施設の執務に支障のないよう工程を組み、やむを得ずそれらに支障が生じる場合には事前に監督職員に報告し、調整を図ること。

施工は、設計図書に従って行うが、これらに明示していない事項でも、施工上技術上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において行う。

②使用材料

本工事に使用する製品および諸雑材は、JIS規格又は各々それに合格した品質優良な新品とし、監督職員に了承を得ること。

③工事写真

本工事施工については、工事写真、竣工写真を撮影すること。工事が進捗していくに

つれ、後から見えなくなる箇所が出てくるため随時写真を撮影すること。

④軽微な変更

機能上、構造上当然必要と認められる軽微なものは、監督職員と調整の上、本工事請負金額内で施工すること。

⑤完成渡し・説明書の納品

工事完成に際しては、あらかじめ検査を行ったうえで監督職員に報告し、監督職員が完成検査を行う。また、説明書を納品すること。

⑥工事保証

施工者は、工事完成後でも工事の瑕疵に起因する故障は、一年間の保障の責任において直ちに修理または良品と取り替えること。

⑦工事負担金

工事時の電力及び上水等は、当施設のものを使用できるものとする。

⑧廃棄物の処分

本工事において発生した廃棄物については、法令に基づき適正に処分すること。

(2) 工事概要

① 受電設備内高圧機器等修繕工事を別紙1 工事内容のとおり実施する（図面は別紙2 のとおり）。設計図書等を参照し、遺漏の無いよう工事を実施すること。

② 既設機器等の撤去及び廃材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守し、受注者の費用負担と責において、適正に行うこととし、マニフェストを「1部」提出すること。

③ なお、機器等の詳細な設置位置は、監督職員と協議のうえで決定すること。

本仕様書及び図面に明記しないものでも、設備の機能、保安及び法規上必要なものは、全て費用に含めること。

(3) 機器仕様

施設の現況に関しては設計図書等のとおり。なお、取替・交換・代替品の仕様に関しては、5 (1) 一般事項②使用材料に記載のとおりとする。

6 工事検査

(1) 工事完成通知

契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の①及び②に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。

①監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。

②「7 完成図書」の整備が全て完了していること。

(2) 工事検査

(1) の通知に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。

(3) 工事引渡

(2) の検査に合格した場合は、成果物を発注者に引き渡すものとする。

7 完成図書

(1) 完成図書

工事完成時には下記書類を監督職員へ提出し、承諾を得ること。

- ・工事完了報告書
- ・竣工図(2部)
- ・工事写真
- ・竣工写真
- ・使用機器図
- ・マニフェスト
- ・設定及び接続テスト報告書
- ・取扱説明書
- ・保証書
- ・その他監督員が指示するもの

8 その他

(1) 守秘義務

業務上知り得た内容は、他に漏らしてはならない。

(2) 別途工事等への協力と調整

契約期間中は、当該施設において、雨漏り対策工事、排煙窓修繕工事、中央監視システムリモート装置等更新工事などの別工事を実施する予定であり、施工者は別途工事の施工にあたって円滑な工事進捗が行われるよう協力、調整すること。